

教第75号議案

係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程等の一部を改正する訓令について

係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程等の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和5年3月27日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

令和5年度組織改正等に伴い、改正が必要であるため。

係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程等の一部を改正する訓令

(係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程の一部改正)

第1条 係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程(昭和40年5月教育委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 部長 部長、室長、第1類教育機関の長その他これらに準ずる者 (2) 課長 課長、室長、課内室長、第2類教育機関の長その他これら	(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 部長 部長、 <u>次長、担当部長</u> 、室長、第1類教育機関の長その他これらに準ずる者 (2) 課長 課長、 <u>担当課長</u> 、室長、課内室長、第2類教育機関の長そ

に準ずる者	の他これらに準ずる者
(3) 係長 係長、第3類教育機関等の長その他これらに準ずる者	(3) 係長 係長、 <u>担当係長</u> 、第3類教育機関等の長その他これらに準ずる者

(教育委員会公文書管理規程の一部改正)

第2条 神戸市教育委員会公文書管理規程(昭和43年3月教育委員会訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1(第3条関係)			別表第1(第3条関係)		
所管課	所管課長	公文書主任	所管課	所管課長	公文書主任
神戸市教育委員会事務局組織規則(昭和33年4月教育委員会規則第3号)第1条に規定する課、	課長又は室長(課を置かない部等にあつては、 <u>課長</u>)	[略]	神戸市教育委員会事務局組織規則(昭和33年4月教育委員会規則第3号)第1条に規定する課、	課長又は室長(課を置かない部等にあつては、 <u>担当課長</u>)	[略]

課に相当する室、課内室及び部			課に相当する室、課内室及び部		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(教育委員会要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程の一部改正)

第3条 神戸市教育委員会要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程(平成18年12月教育委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 所属長	(2) 所属長
前号に定める所属の長(ただし、課を置かない部又は部に相当する	前号に定める所属の長(ただし、課を置かない部又は部に相当する

<p>室においては教育長があらかじめ定める<u>課長</u>とする。)</p> <p>(コンプライアンス推進責任者等)</p> <p>第6条 コンプライアンスを推進するための責任者として次の各号に掲げる者を置き、当該各号に定める者をもって充てる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) コンプライアンス推進副責任者 (以下「推進副責任者」という。) <u>課長</u>(所属長を除く。)、高等学校事務長、教頭及び第3類の教育機関の長</p> <p>(3)、(4) [略]</p>	<p>室においては教育長があらかじめ定める<u>担当課長</u>とする。)</p> <p>(コンプライアンス推進責任者等)</p> <p>第6条 コンプライアンスを推進するための責任者として次の各号に掲げる者を置き、当該各号に定める者をもって充てる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) コンプライアンス推進副責任者 (以下「推進副責任者」という。) <u>担当課長</u>(所属長を除く。)、高等学校事務長、教頭及び第3類の教育機関の長</p> <p>(3)、(4) [略]</p>
--	--

(教育委員会電子署名規程の一部改正)

第4条 神戸市教育委員会電子署名規程(平成29年7月教育委員会訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(非カード型電子署名管理者)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 非カード型電子署名管理者に事故</p>	<p>(非カード型電子署名管理者)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 非カード型電子署名管理者に事故</p>

があるとき、又は非カード型電子署名管理者が欠けたときは、その所管の係長がその事務を代行することができる。

3 [略]

別表（第4条、第5条関係）

電子署名カードにより行う電子署名に用いる職名等	当該電子署名に係るカード型電子署名管理者
[略]	[略]
教育長（各事務専用）	各事務主管課の長（当該事務を掌理する課長を含む。）
[略]	[略]
部又は課若しくは課に相当する室の長	各事務主管課の長（当該事務を掌理する課長を含む。）
[略]	[略]

があるとき、又は非カード型電子署名管理者が欠けたときは、その所管の係長又は担当係長がその事務を代行することができる。

3 [略]

別表（第4条、第5条関係）

電子署名カードにより行う電子署名に用いる職名等	当該電子署名に係るカード型電子署名管理者
[略]	[略]
教育長（各事務専用）	各事務主管課の長（当該事務を掌理する担当課長を含む。）
[略]	[略]
部又は課若しくは課に相当する室の長	各事務主管課の長（当該事務を掌理する担当課長を含む。）
[略]	[略]

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。